平成26年度輸出戦略実行事業

ハラール食品輸出に向けた「手引き」

平成２７年２月

農林水産省

（委託先：アクセンチュア株式会社）

注意事項・免責事項

注意事項

- 本事業は、農林水産省食料産業局輸出促進グループの委託により、アクセンチュア株式会社が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

免責事項

- 農林水産省及び委託事業者であるアクセンチュア株式会社とその関連会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、農林水産省及び委託事業者であるアクセンチュア株式会社とその関連会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。
- 本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。農林水産省及び委託事業者であるアクセンチュア株式会社は、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

手引き利用ガイド

参照される方のニーズ	
◆「ムスリム」・「ハラール」の基礎について知りたい方	P5～9を参照下さい
◆輸出を見据え、食品に関する「ハラール認証」取得の基本的な考え方・流れを知りたい方	P10～13を参照下さい
◆各国のハラール認証制度・現地機関の概要を知りたい方	P14～15を参照下さい
◆国内の主なハラール認証機関を知りたい方	P16を参照下さい
◆他の文献等を通じて、更なる詳細情報を把握したい方	P17を参照下さい

目 次

1. 調査目的・背景 ・・・

調査目的・背景

調査項目	目的・背景	調査のポイント	主な関連過去調査
ハラール食品輸出に向けたハラール関連情報共有のあり方の検討	・事業者がハラール市場の開拓や認証の取得に関心を持っても、国や認証機関毎にハラールの解釈が違い、実態が良く分からないなど、初歩的な段階でつまずいてしまう場合が多いのが実態。 ・必要な情報はどこで探せるのか、誰に相談すれば良いか、どのような支援があるのか等を分かりやすく整理することがハラール食品の輸出促進に効果的。	主として農水省やジェトロ、食品産業センターの過去の調査結果など、既存の情報を再整理し、ハラール市場の開拓に0から取り組む輸出事業者等をターゲットとした場合の情報共有の方法・内容に関する検討を行う。	・日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査（ジェトロ：平成25年3月） ・国別マーケティング事業（ハラール食品輸出モデルの策定事業）（農水省：平成25年3月） ・マレーシアハラル制度の基礎と応用（食品産業センター：平成23年３月）

「ムスリム」とは

ムスリムとは、世界三大宗教のひとつイスラム教の信者を指し、世界に16億人以上の信者がいるとされる。
特に、アジアや北アフリカに多くのムスリムが住んでいる。

各国のムスリム人口

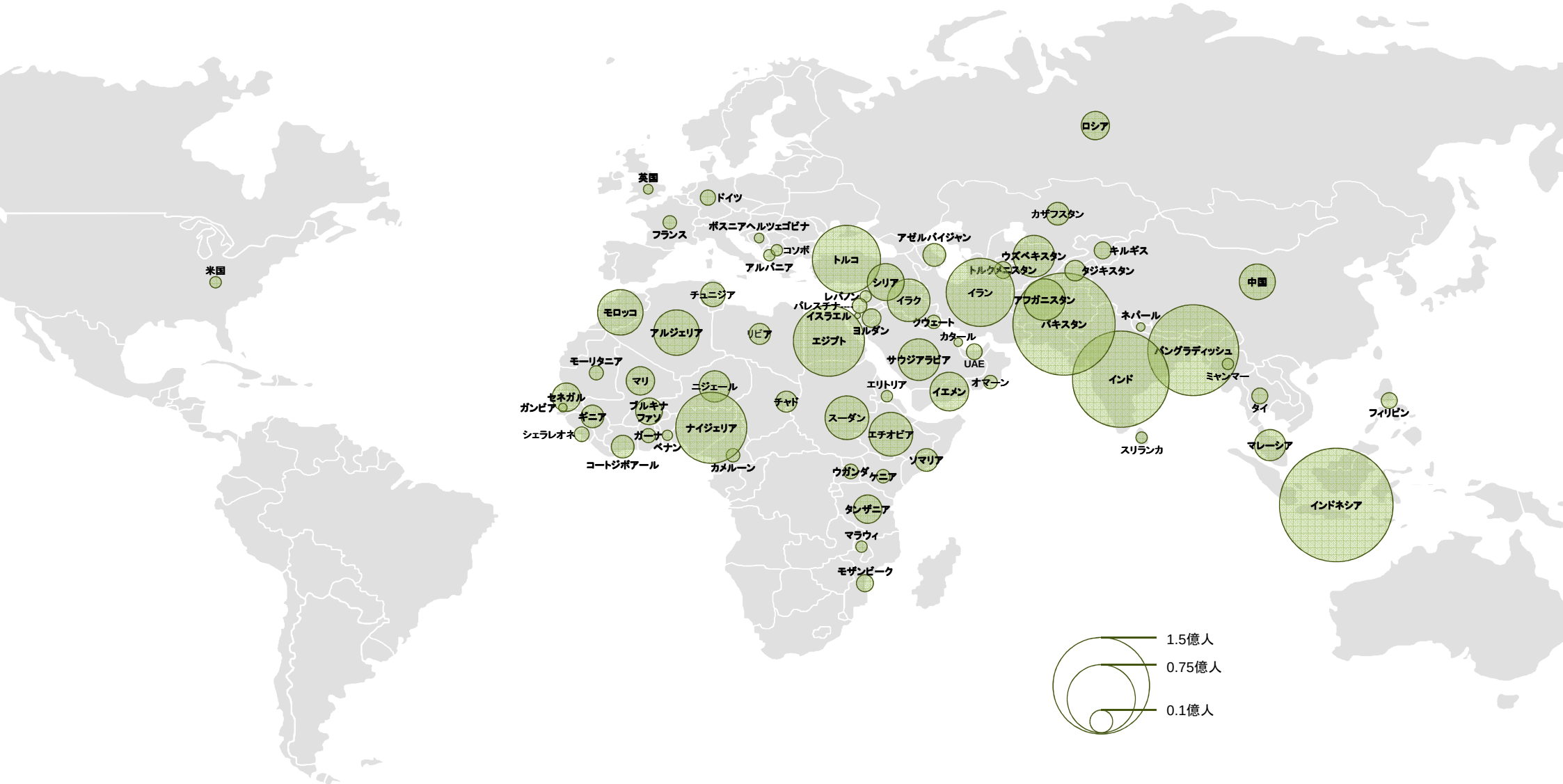

出所：Pew Research Center「Mapping the Global Muslim Population」

「ムスリム」とは～イスラム教の特徴～

イスラム教とは、唯一絶対の神を信仰し、神が人々に下したとされるイスラム法に従う一神教である。

◆ イスラム教とは

- ✓ 現在のサウジアラビアのマッカで7世紀初頭に発祥した宗教
- ✓ 神から啓示を受けた最後の預言者であるムハンマドが40歳の時にアッラー（神）から啓示を受けたことにより始まった
- ✓ 唯一絶対の神をアラビア語でアッラーという

◆ イスラム法とは

- ✓ イスラム教においては、「立法者は神のみ」、とされており、ムスリムたちは神の命令（すなわちイスラム法）に従って生きることになっている
- ✓ ムスリムの社会生活のすべての領域、出生・結婚・死亡など個人の人生の節目に関しても、イスラーム法は様々な規定を与えている

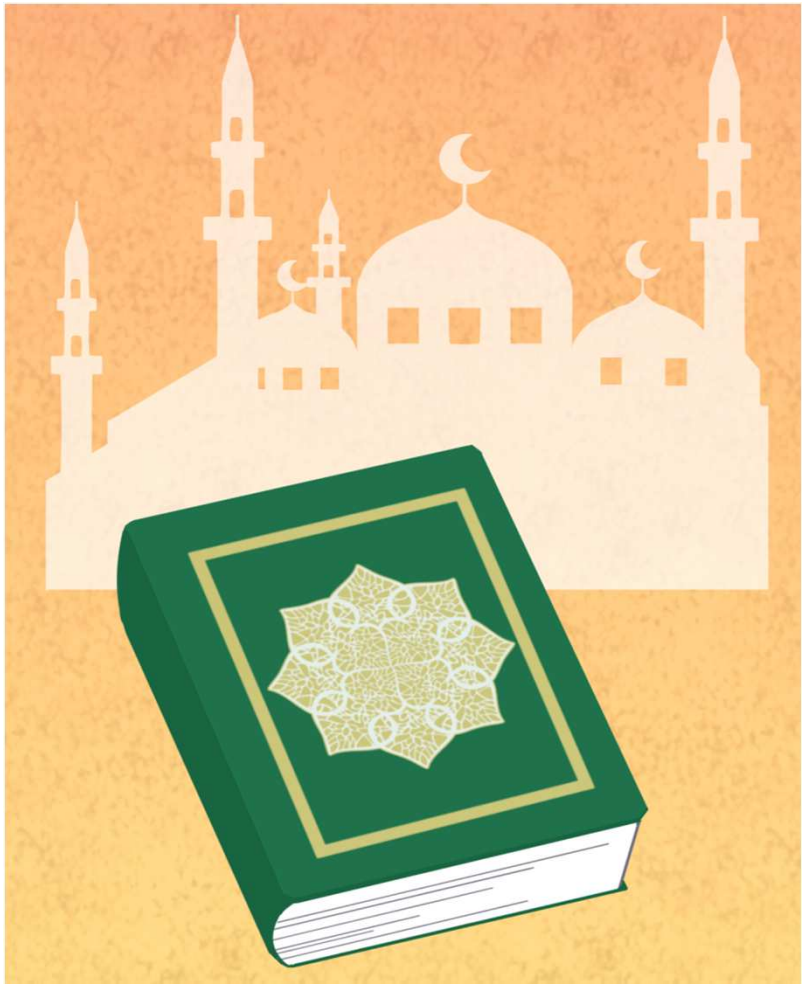

「ハラール」の意味

ハラールとは

ハラールとは、イスラム法によって、「許されたもの」を意味する。イスラム法では、許容された飲食物（ハラール、Halal）と飲食が許されない食材（ハラーム、Haram）が示されている。

ムスリムが口にすることを許されていない主な食材

豚

- ✓ 豚の肉・皮
  - そこから派生して豚のエキスや豚の成分が含まれる添加物等も避ける

アルコール

- ✓ アルコール飲料
  - ごく微量の添加物としてのアルコールについては教えについての判断が個人により異なる

豚以外の動物由来食材

- ✓ イスラームのと畜方法に依らずにと畜されたあらゆる動物の肉
  - イスラームでは、と畜の手法についても決まりがある（アッラーの名を唱えてからと畜する、等）
- ✓ 動物の血液
- ✓ 死肉

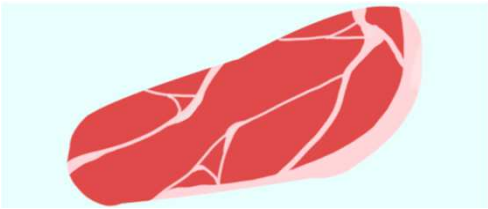

※宗派によっては魚介類のなかにも一部避けるべきとする食材がある

出所：観光庁「ムスリム旅行者受入研修（食と礼拝のムスリム対応）」

「ハラール」の特徴

「ハラール」の規定は、基本的には、法律（世俗法）ではなく、宗教上の規定であり、成文化されておらず、詳細な内容は国や地域によって異なる。

成文化されていない

- 何がハラールであるかを決めるのは神のみであるとされているため、多くのムスリム国ではハラールの規格は成文化されていない
- マレーシアやインドネシアでは食品のハラール制度を成文化しているが、イスラム教の中心である中東では、個々の宗教機関（団体）が独自に判断している

法律（世俗法）ではない

- 基本的には、ハラール制度を定め、執行するのは宗教機関であり、ハラールの規格は法律（世俗法）ではない
- ただ、宗教機関が定めたハラール規格が法律で引用される場合があり、そのかぎりでは法律の性格を帯びることになる

国や地域によって異なる

- 宗教に対する解釈や文化の相違などから、ハラール規格の内容やハラール認証制度そのものが、国や地域によって異なる

「ハラール」の適用範囲

「ハラール」の適用範囲は、「農場から食卓まで（Farm to Table）」に及び、この間のフードチェーンのすべてのプロセスで、ハラールであることが求められる。

「ハラール」であることの例

原材料		加工		流通	
飼育	調達	処理	包装	輸送	陳列
◆ハラール対応した飼料での飼育 ◆豚と隔離して家畜を飼育 ◆香料や調味料に至るまでハラール対応した原材料を調達		◆豚肉等の非ハラール製品と隔離した施設で処理・加工 ◆包装材の原料に動物性油脂を使用しない		◆非ハラール製品とコンテナや倉庫を隔離して輸送 ◆非ハラール製品と隔離して保管・陳列	

「ハラール認証」とは

「ハラール認証」とは

- ハラール認証とは、対象となる商品・サービスがイスラム法に則って生産・提供されたものであることをハラール認証機関が監査し、一定の基準を満たしていると認めること
- 特に、ムスリム以外の消費者も多い国では、どの食品がハラールであるかを否かを消費者個人が判断することは難しいため、認証機関が認証し、食品に認証マークを付けて流通することで、ムスリムがハラールな食品を判断できるようになっている
- ハラール認証は、対象食品の「製造ライン（原料調達含む）」単位で認められるのが基本的な考え方であり、加工食品に関しては、認証された「製造ライン」からハラールと認められない食品が発生することはないことが原則
  - そのような状況が発生する可能性がある場合は、そもそも「製造ライン」がハラール認証されないことが原則
  - ただし、食肉に関しては、と畜場がハラール認証されたとしても、スタニングによって頭蓋骨が陥没してしまう場合等、ハラールとして認められない食肉が発生する可能性はある

基本的な認証プロセス

ハラール認証の取得プロセスとしては、基本的に、申請後に認証機関による書類審査と現場審査を受ける。
また、認証後は定期的な監査を受けることとなる。

例えば、マレーシアの場合、平均で半年から
最長1年程度必要になると言われている

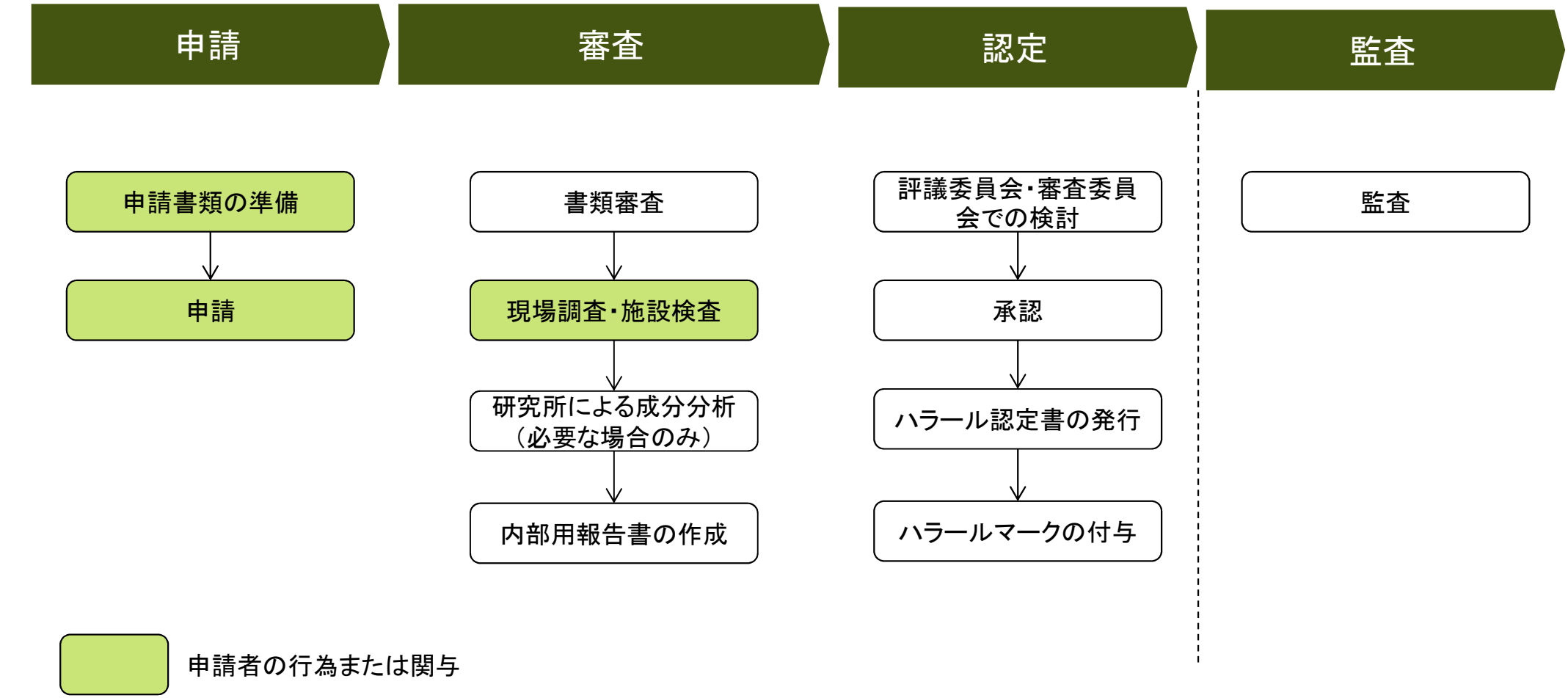

※詳細については、並河良一「ハラール認証実務プロセスと業界展望 」53ページ以下を参照

相手国認証機関からの「公認」

「どこの国」でも通用するハラール認証はない。しかし、輸出先国の認証機関に「公認」された国内認証機関からハラール認証を取得した食品を輸出すれば、輸出先国でも認証のあるハラール食品として認知される。

認証機関の「公認※1」とは

- 「どこの国」でも通用するハラール認証はない
- ただし、輸出先国の認証機関が、日本の認証機関について、自機関と同等の基準で認証しているとして「公認」する制度がある
- その場合、日本の認証機関から認証を取得した食品は、輸出先国では、輸出先国の認証機関からの認証を取得した食品と同様に認識される

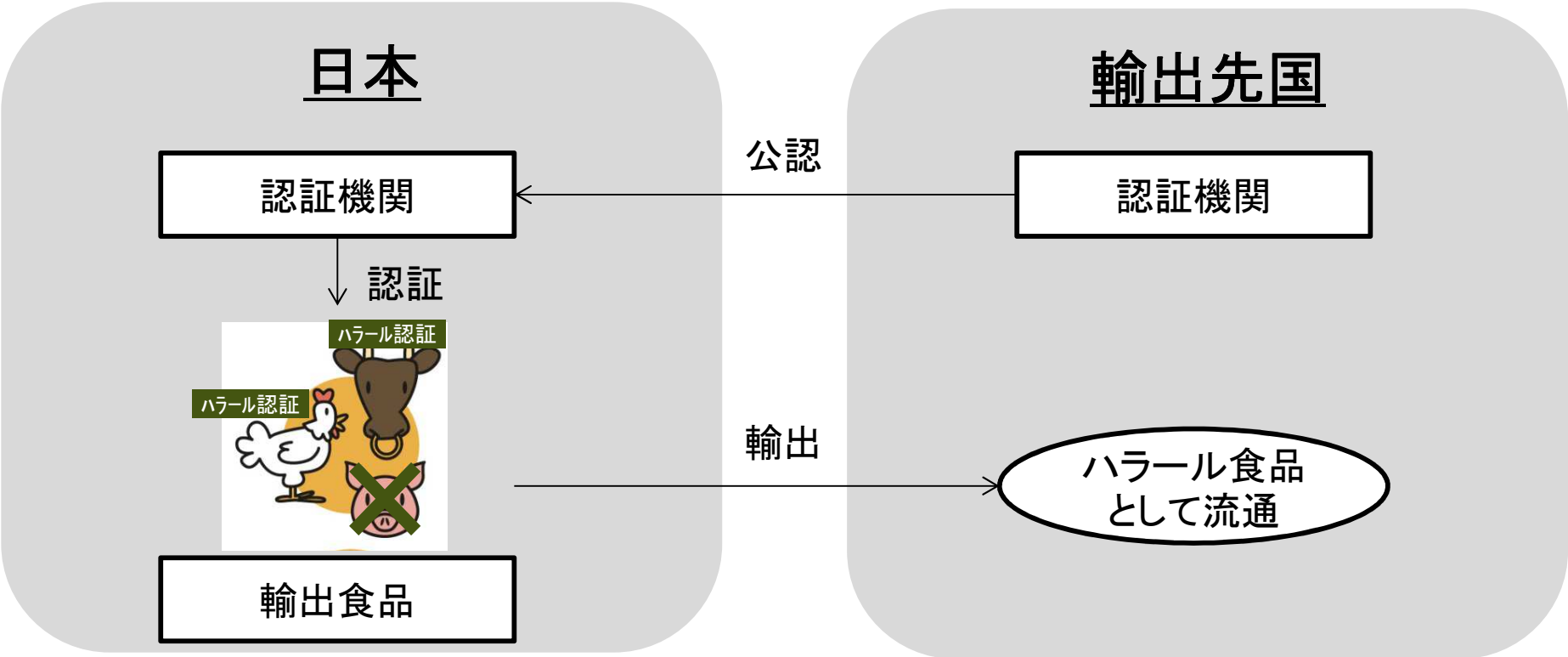

※1:「国内認証機関が、輸出先国の認証機関から自機関と同等の基準で認証しているとして認められる」ことを指す場合に使用

各国制度の違い（マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・UAE）

マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・UAEに食品を輸出する際にハラール性を判定する現地機関についての基礎情報を下記にまとめた。

	マレーシア	インドネシア※1	サウジアラビア	アラブ首長国連邦（UAE）※2
判定の種類	ハラール認証		輸入許可	
実施機関	政府機関 マレーシアイスラム開発局（JAKIM）	宗教機関 ウラマー評議会（MUI） （検査機関：LPPOM MUI）	政府機関 サウジ食品医薬庁（SFDA）	政府機関 連邦基準化計測庁（ESMA）
特徴	• 唯一の政府機関による認証制度	• 2014年10月、ハラール製品保証法が法制化され、ハラール製品保証実施機関（BPJPH）の新設が決まった • インドネシア領域内で搬入、流通、売買される製品について、一部を除き5年以内のハラール認証取得が義務付けられた	• 輸入管理業務として、輸入食品がハラールか否かを判断	• 輸入管理業務として、輸入食品がハラールか否かを判断 • 食肉輸出に向けた、各国のハラール証明書発行機関及びと畜場の許認可を所管 • 許認可事務・審査を実際に行うのはDAC
認証の有効期間	2年	2年	—	
費用（2014年12月時点）	• 国際申請：約20万円/件（2,100USドル） • 国内申請（1年）：約2,700円（100RM）～約19,000円（700RM）　※企業規模による	• 登録手数料約2,000円（20万Rp） • その他に監査料と認証費用が必要		
認証取得企業数※3	約3,650社	約1,500社		
備考	• 食肉輸出には別途獣医局の許可が必要 • ハラール認証を取得していなくても加工食品の輸出自体は可能	• 輸出には別途食品医薬品監督庁の許可が必要 • ハラール認証を取得していなくても加工食品の輸出自体は可能	• 食肉以外に関しては、ハラール認証の概念は存在しない • 輸入時に審査を受けて国内に流通した食品はすべてハラールであることが前提であり、認証マークを用いてハラールであることを示す必要はない	

※1：制度構築の途中であり、認証に際しては相手先国から認められた国内認証機関の助言を得ながら進めることが必要。
※2：現在、UAEあるいはGCCに食品等を輸出するために、ハラール証明書発行機関（HCB）として認可を受けたいと考えている団体は、DAC（ドバイ市政庁ドバイ認証センター）のHPからある程度の情報は入手可能であるが、制度の移行期間中であるため、事前にESMAあるいはDACに問い合わせることが望ましい。
なお、同様にUAE政府によるハラール関係の認可を受けたいと畜場や食肉処理場、工場、施設等は、管轄する予定のHCBを経由して申請を行うこととなる
※3：国内・海外の合計（2013年），LPPOM MUIについてはホームページ記載のOur Customerのレコード数より

各国制度の違い（マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・UAE）

マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・アラブ首長国連邦における食品のハラール性認定の主な差異について公表資料をもとにまとめた。なお、これらは本来成文化されないものであり、認証に際しては相手先国から認められた国内認証機関の助言を得ながら進めることが必要。

	マレーシア	インドネシア	サウジアラビア	アラブ首長国連邦（UAE）
と畜時のスタニング（気絶処理）可否	• 定められた電圧によるスタニングは可能 ➢ ただし、定められている電圧では十分に気絶させることが出来ないため、実質的には不可		• 原則不可	
アルコール含有食品の取扱い	• フルーツ・ナッツ・穀物やそのピューレのような食品・飲料に含まれる自然アルコールまたは製造過程での自然発酵アルコールは可※1 • ワインを製造する目的で製造されていない軽い飲料（Light beverages）は、アルコール度数が1%以下であれば可※2 • なお、軽い飲料であっても、ワインを製造する手法で製造されたものは、アルコール度数に関わらず不可※2 • 安定剤としてのアルコールを含んでいる食品・飲料に関しては、以下の前提の場合は可※2 ➢ ワインの製造過程で生成されたアルコールでないこと ➢ 最終製品に含まれるアルコールが酔いを誘発するものではなく、0.5%以下であること	• 「アルコール飲料」の下記定義に該当する飲料は不可※3 ➢ 酔いを誘発する全ての飲料 ➢ 1%以上のエタノールを含む • 発酵プロセスを通じて製造される、1%以下のエタノールを含む飲料は「アルコール飲料」には分類されないが、消費は不可※3 • アルコール飲料製造関連外で生成されたエタノールに関しては、最終製品から検出されない限り可※3 • アルコール飲料製造関連外で副産物として生成される「フーゼル油※4」は可※3 • アルコール飲料製造の副産物であり、「フーゼル油」から物理的に切り離された成分であり、化学的に新しい化合物であれば可※3 • 酢は可※3 • 酵母（Yeast）で、アルコール飲料の臭い・味・色を除いたものは可※3	• 原則不可	
輸送方法	• ﾛｼﾞｽﾃｨｸｽ専用のハラール規格を制定 • ハラール製品にはラベルを付け、非ハラール製品と区別し、専用車両で輸送	• 豚肉は他の食品から隔離されるが、アルコール飲料は他の食品から隔離されていない	• 特にハラール製品と非ハラール製品での区別はない	

※1：JAKIM.HH/100-15/4
※2：e-Fatwa「Alkohol Dalam Makanan, Minuman, Pewangi Dan Ubat–Ubatan」
※3：e-Fatwa of MUI「Halal Guideline」 なお、一部例示として提示されている点には留意が必要
※4：酒に含まれるエタノールよりも沸点の高い揮発性成分の総称

国内ハラール認証機関

国内に多数存在する認証機関のうち、他国の認証機関から公認を受けていることが確認された機関は下記の通り。

	インドネシア		マレーシア		シンガポール		アラブ首長国連邦（UAE）	
	公認	輸出実績※	公認	輸出実績※	公認	輸出実績※	公認	輸出実績※
宗教法人 日本ムスリム 協会	○ 協会談： 香料・加工食品の分野で公認	協会として 未確認	○ JAKIMが公認 機関として公表	○ 緑茶の輸出 実績あり	○ 協会談： MUISは公認 機関非公表	協会として 未確認	△	NA
NPO法人 日本ハラール 協会	△ 公認申請中	NA	○ JAKIMが公認 機関として公表	非公表	○ 協会談： MUISは公認 機関非公表	非公表	△	NA
宗教法人 日本イスラーム 文化センター	△	NA	△	NA	△	NA	○ 牛肉の認証 発行機関として 登録済み	○ 牛肉の輸出 実績あり
NPO法人 日本アジア ハラール協会	△	NA	△	NA	○ 協会談： MUISは公認 機関非公表	非公表	△	NA

※本国認証機関から公認を受けている団体について、ハラール認証発行製品の輸出実績があるか否かを記載

出所：デロイト・トーマツ「平成25年度輸出拡大推進委託事業のうち国別マーケティング事業（ハラール食品輸出モデルの策定事業）最終報告書」

主要出典一覧

書籍

「ハラール認証取得ガイドブック: 16億人のイスラム市場を目指せ! 」
森下翠惠 (著), 武井泉 (著)

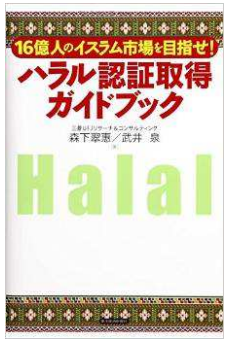

認証取得のノウハウを、豊富な具体的事例を交え解説

「ハラール食品マーケットの手引き」
並河良一

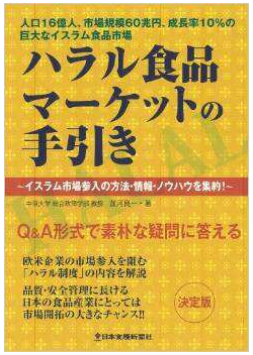

認証制度の概要説明の他、Q&A形式でハラール食品に対する素朴な疑問に答える

「ハラール認証実務プロセスと業界展望」
並河良一

市場開発,経済学,食品工学などの視点から, イスラム市場とハラール制度について概説

過去調査等

◆デロイト・トーマツ「平成25年度輸出拡大推進委託事業のうち国別マーケティング事業（ハラール食品輸出モデルの策定事業）最終報告書」

◆日本貿易振興機構（ジェトロ）「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書」

◆財団法人食品産業センター「マレーシアハラール制度の基礎と応用」